

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

嵐山町こども計画

概要版

〔令和7（2025）年度～令和11（2029）年度〕

令和7年3月

嵐山町

1

計画の概要

計画策定の趣旨

全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、つまり「こどもまんなか社会」を目指していくことが求められています。

全国的に、子ども・子育て施策は、待機児童が大きく減少するなど一定の成果はあったものの、少子化傾向には歯止めがかかっていない状況にあり、こどもの貧困、ヤングケアラーといった問題が顕在化していると言われています。本町も例外ではないかもしれません。

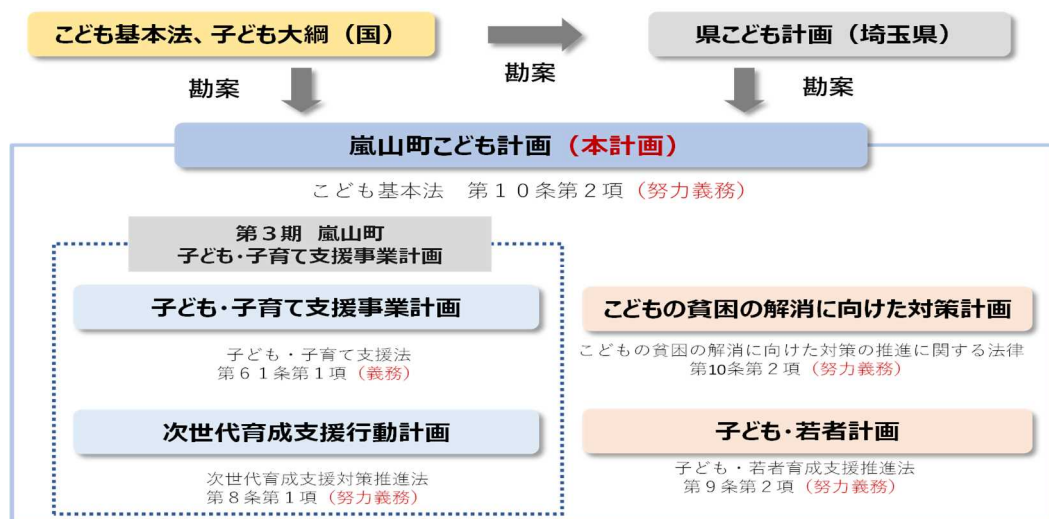
これまで推進してきた第2期『嵐山町子ども・子育て支援事業計画』は、令和6年度をもって計画期間が終了しますが、計画期間中には、「こども基本法」の成立、こども家庭庁の発足など、子ども・子育て施策における国の大きな動きがありました。本町も、国あるいは県の動向に呼応し、町を取り巻く新たな課題等の解決に向け動く必要があります。

そのため、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期、思春期、青年期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していくという考えのもとに、『嵐山町こども計画』へと名称を変更して、新しい計画を策定することといたしました。

計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

計画の位置づけ



障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもや子育て家庭を対象とします。

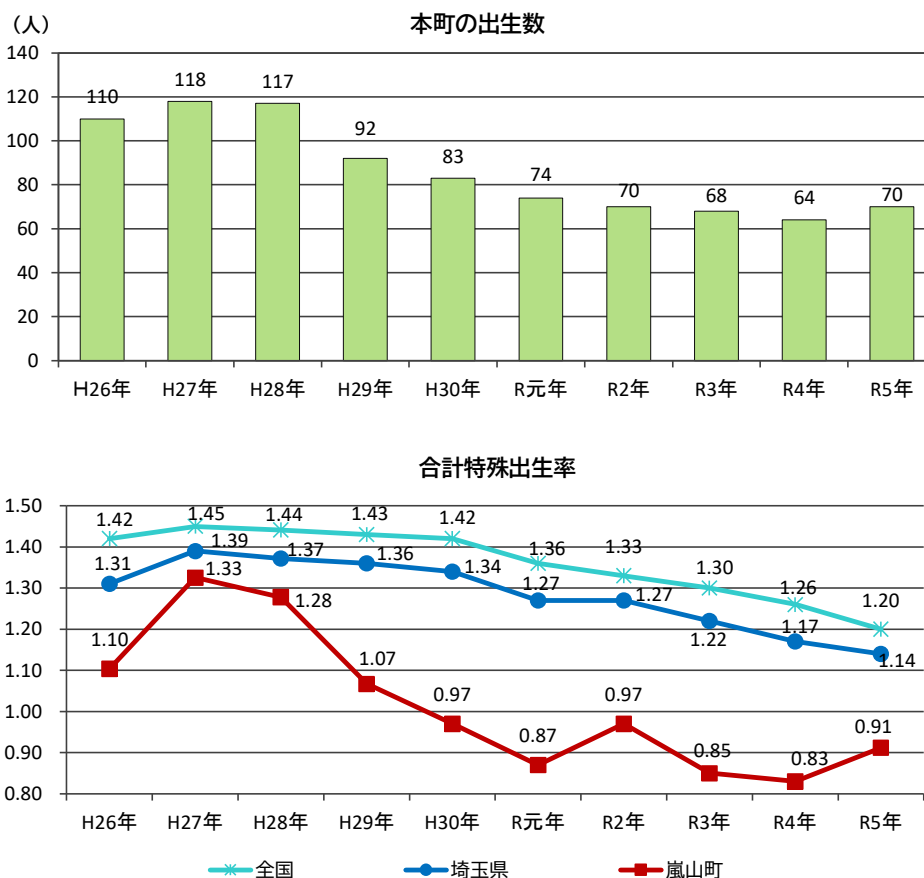
こども基本法では、こどもは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されていますのでその定義に準じますが、おおよその目安として、こどもは、0歳からおおむね18歳までを、若者は、おおむね13歳から30歳まで（施策によってはおおむね40歳未満まで）を想定しています。

2 こどもと家庭、若者を取りまく現状

出生の動向

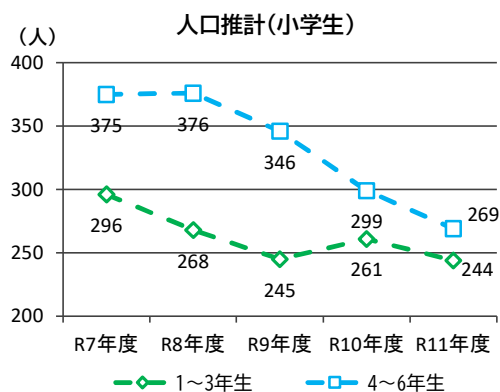
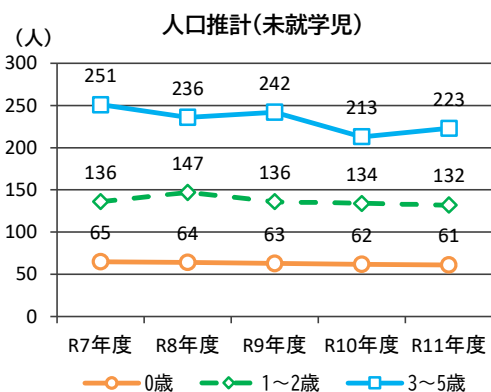
本町の出生数は、平成29年から100人を下回るようになり、令和になると60～70人台で推移しています。

また、合計特殊出生率は、全国や県に比べて低い状況にあります。平成29年には1.00を下回るようになり、近年は0.8～0.9台で増減を繰り返しながら推移しています。



人口推計

本町の未就学児（0～5歳）と小学生（6～11歳）の令和7年度から令和11年度までの人口推計をみると、未就学児及び小学生ともに、おおむね減少が見込まれます。



ニーズ調査結果

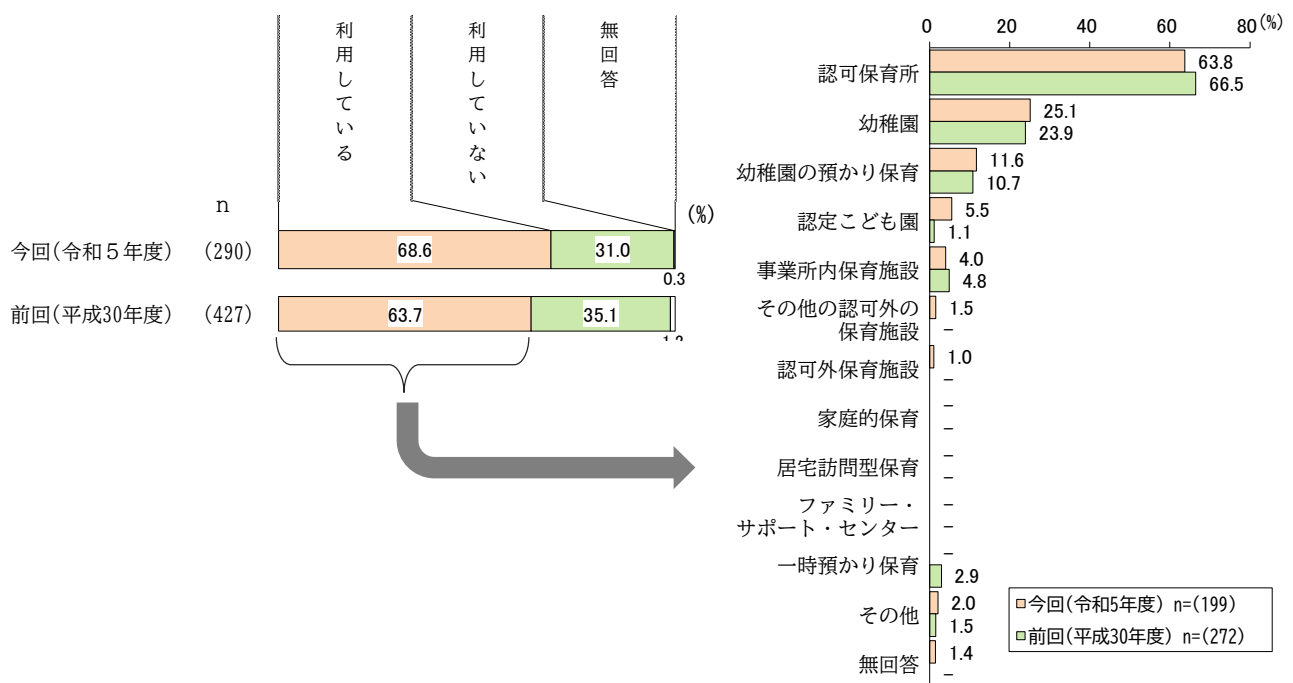
本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、町民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

未就学児保護者

●定期的な教育・保育事業の利用状況

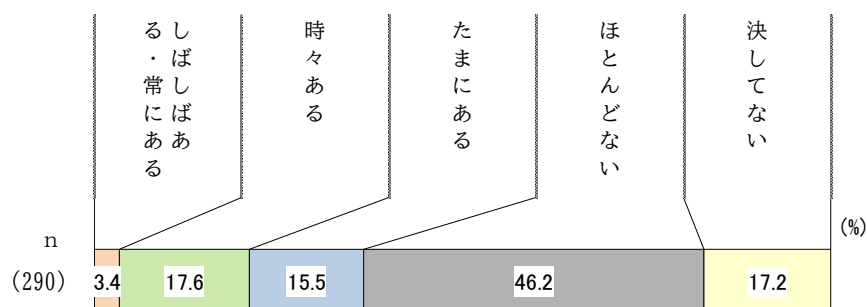
幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が68.6%で、「利用していない」が31.0%となっています。

定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が63.8%で最も高く、次いで「幼稚園」(25.1%)、「幼稚園の預かり保育」(11.6%)、「認定こども園」(5.5%)などの順となっています。



●子育てに関して孤立感を感じた経験

子育てに関して孤立感を感じることは、「ほとんどない」が46.2%で最も高く、これに「決していない」(17.2%)を合わせた《孤立感を感じることはない》は63.4%となっています。一方、「しばしばある・常にある」(3.4%)、「時々ある」(15.5%)、「たまにある」(17.6%)を合わせた《孤立感を感じることがある》は36.5%となっています。



こども・若者の意見聴取結果

こども基本法に則り、本計画へ、こども・若者の意見を聴き、反映させるために、こども・若者の意見を聴く取組を実施しました。

就学前児童

嵐山幼稚園に通う年長児に先生の協力の元、年長児から意見の聴取を行いました。

★どんなまちにすみたいですか（8つのなかから2つをえらんで）

◎バスや電車が走る便利なまち

◎あそびばがあるたのしいまち

◎かいものしやすいまち

◎スポーツがさかんなまち

◎あんぜん あんしんなまち

◎こどもをたいせつにするまち

◎みんながなかよくえがおなまち

◎こまっているひとをたすけあうまち

【意見（抜粋）】

あそびばがあるたのしいまち

- ・けんかしない
- ・ウォータースライダー
- ・ブランコ（3にん）
- ・こうえん
- ・すべりだい
- ・ジェットコースター
- ・どうぶつアスレチック
- ・トランポリン

「大きくなったら、こどもに作ってあげる！！」という声がありました。

こまっているひとをたすけあうまち

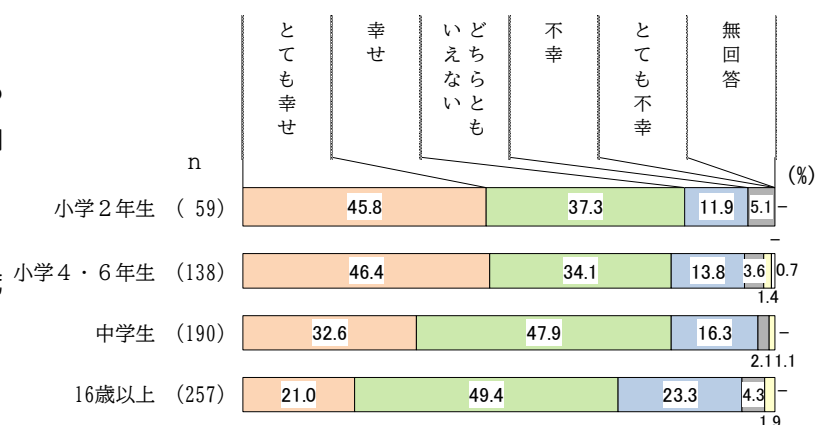
- ・まいごをたすける けいさつのひとにいう
- ・いじめられているこをたすける
- ・ないているこをたすける
- ・たべられないこをたすける
- ・けがをしているひとをたすける
- ・けがをしているどうぶつをたすける
- ・おとしあなにおちたひとをたすける

「SDGs(エスディージーズ)に取り組んで、困っている人を助ける！！」という声がありました。

小・中学生・16歳以上

●幸福度

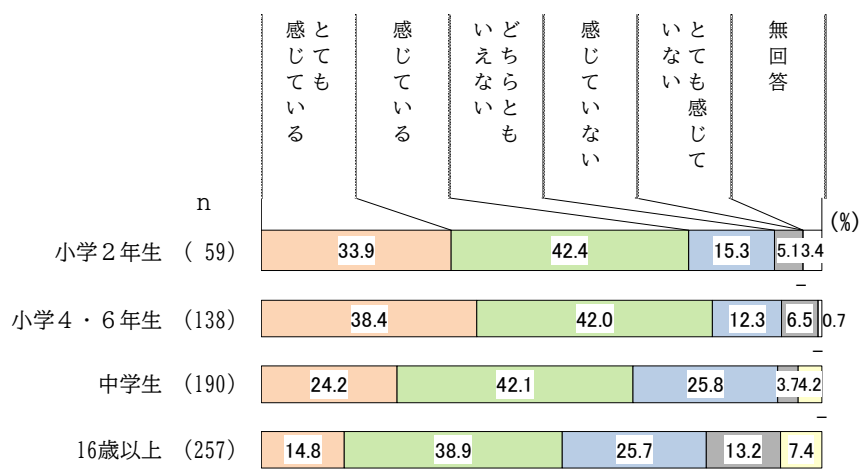
どのくらい幸せを感じているかたずねたところ、「とても幸せ」と「幸せ」を合わせた《幸せ》は、小学2年生で83.1%、小学4・6年生と中学生で80.5%、16歳以上で70.4%となっています。



●大人に意見を聞いてもらえていると感じているか／感じていないことについての意見

自分たちの意見を大人に意見を聞いてもらえていると感じているかたずねたところ、「とても感じている」と「感じている」を合わせた《感じている》は、小学2年生で76.3%、小学4・6年生で80.4%、中学生で66.3%、16歳以上で53.7%となっています。

一方、「感じていない」と「とても感じてない」を合わせた《感じてない》は、16歳以上で20.6%と2割を超えています。



大人に意見を聞いてもらえていると《感じてない》ことについて、どうしたらいいと思うか自由に回答してもらったところ、次のような意見がみられました。

【意見（抜粋）】

- ・おとなとはなすじかんがあるといい（小学2年生）
- ・なるべくひとがちゅうもくする意見をだす（小学4・6年生）
- ・大人が不介入のこどもの組織をいくつか作り、その組織から提出された意見を学校、または役場などで判断する（中学生）
- ・自分たちの意見を取り入れる機会を多くする（中学生）
- ・自分達の意見を聞いてもらうことはできないと最初から諦めず、自ら発信していく（16歳以上）
- ・上の立場にいる人たちに、もっと視野を広げていろんな人の意見を聞いて尊重して動いてほしい（16歳以上）
- ・随時自由に意見を送れるフォームがあるといい（16歳以上）
- ・意見を聞いてもらえるような場所や機会を作る。大人達が若い人の意見を聞く姿勢を持つ（16歳以上）

3 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

子どもも大人も

未来志向になれるまち

嵐山町

1 ライフステージに応じた支援

- (1) 妊娠・出産～乳幼児期の支援
- (2) 乳幼児期～学童期の支援
- (3) 学童期～思春期の支援
- (4) 思春期～青年期の支援
- (5) ライフステージ全般の支援

2 子育て当事者への支援

- (1) 子育て支援のネットワークづくり
- (2) 子育て情報の提供・相談事業の充実
- (3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

3 特に支援を要するこども・若者やその家庭への支援

- (1) 経済的に困難な家庭のこども・若者への支援
【こどもの貧困の解消に向けた対策計画】
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 障害児施策の充実
- (5) ヤングケアラーへの支援

【子ども・子育て支援事業計画】

4 幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育施設の充実
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の推進



～基本理念～

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

基本目標１ ライフステージに応じた支援

【施策の方向性】

①妊娠・出産～乳幼児期の支援

- 母子保健計画との関係
- 一貫した母子保健システムの構築
- 訪問指導
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児相談・育児学級等
- 療育相談・支援
- 母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等
- 予防接種
- 必要な人材の確保
- 知識の森図書館事業
- 妊娠期からの食育の推進
- 食育の推進について
- 妊産婦の喫煙・飲酒防止対策
- 受動喫煙防止対策の推進

②乳幼児期～学童期の支援

- こどもの体験活動の機会と場の確保
- こどもの体験活動の機会と場の拡大
- 知識の森図書館事業（再掲）
- こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進
- 小学校と幼稚園、保育所との連携
- 喫煙対策
- 小児医療の充実

③学童期～思春期の支援

- 児童館等こどもの健全育成支援の推進
- 地域ぐるみでのこどもの体験・交流・居場所づくり
- 埼玉の食文化の伝承
- 地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施
- 道徳教育の推進
- 健康教育の推進
- 人権教育の推進
- 緑の少年団活動の推進
- メディア・リテラシーの育成

④思春期～青年期の支援

- 生涯学習活動、文化・芸術活動の充実
- 喫煙対策（再掲）
- ふれあい講座
- 二十歳の集い実行委員会

⑤ライフステージ全般の支援

- 良質な住宅の確保
- 良好な居住環境の確保
- 都市公園・児童遊園の維持管理
- あんしん歩行エリアの指定の検討
- 歩道の整備促進とバリアフリー化の推進
- 防犯灯の設置促進
- 交通安全教育の推進
- 交通安全教育の推進（住民活動への支援）
- こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- こどもを犯罪から守るための活動の推進
- こどもの権利擁護
- 生涯スポーツの推進

基本目標２ 子育て当事者への支援

【施策の方向性】

①子育て支援のネットワークづくり

- 子育て支援ネットワークづくり

②子育て情報の提供・相談事業の充実

- つどいの広場事業
- 幼稚園等における教育相談・情報提供事業
- 子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言

③職業生活と家庭生活との両立の推進

- 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- 仕事と子育ての両立の推進
- 男女共同参画の推進

基本目標３ 特に支援を要するこども・若者やその家庭への支援

【施策の方向性】

①経済的に困難な家庭のこども・若者への支援【こどもの貧困の解消に向けた対策計画】

- 経済的に困難な家庭のこども・若者への支援

②児童虐待防止対策の充実

- 母子保健分野での予防対策
- 相談体制の充実
- 広報・啓発活動

③ひとり親家庭の自立支援の推進

- こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進（再掲）
- 雇用の促進
- 保育所等の優先利用

④障害児施策の充実

- 放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進
- 障害児通園事業

⑤ヤングケアラーへの支援

- 啓発活動と関係機関等との連携

基本目標4 幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実

【教育・保育給付認定区分】

1号認定	満3～5歳児が、制度移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

①教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、町全域とします。

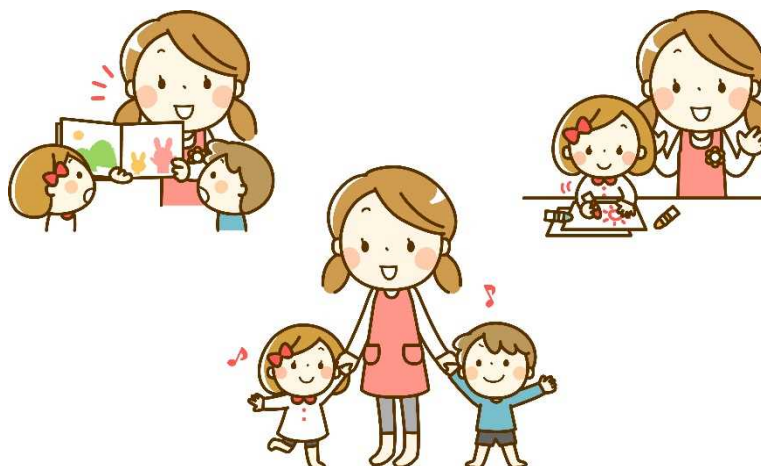
②教育・保育施設の充実

(単位：人)		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	1号認定	74	70	71	63	66
	2号認定	179	169	173	153	160
	3号認定	139(49)	135(47)	128(47)	127(46)	124(45)
②確保方策	1号認定	117	117	117	117	117
	2号認定	205	185	185	185	185
	3号認定	93(23)	93(23)	93(23)	93(23)	93(23)

③地域子ども・子育て支援事業の推進

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用者支援事業	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	確保方策（か所）	1	1	1	1	1
②延長保育事業	量の見込み（人）	43	42	42	39	39
③放課後児童健全育成事業	①量の見込み（人）	低学年	186	169	154	154
		高学年	161	162	149	129
		合計	347	331	303	293
	②確保方策（人）	200	200	200	200	240
④子育て短期支援事業	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保の内容	必要に応じて対応することとする。				
⑤乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み（人）	65	64	63	62	61
	確保方策	実施体制：保健師、看護師 実施機関：健康いきいき課				
⑥養育支援訪問事業	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保の内容	必要に応じて対応することとする。				
⑦地域子育て支援拠点事業 ※0～2歳以下家庭のみ	量の見込み（人回）	526	552	521	513	505
	確保方策（人回、か所）	526 1か所	552 1か所	521 1か所	513 1か所	505 1か所

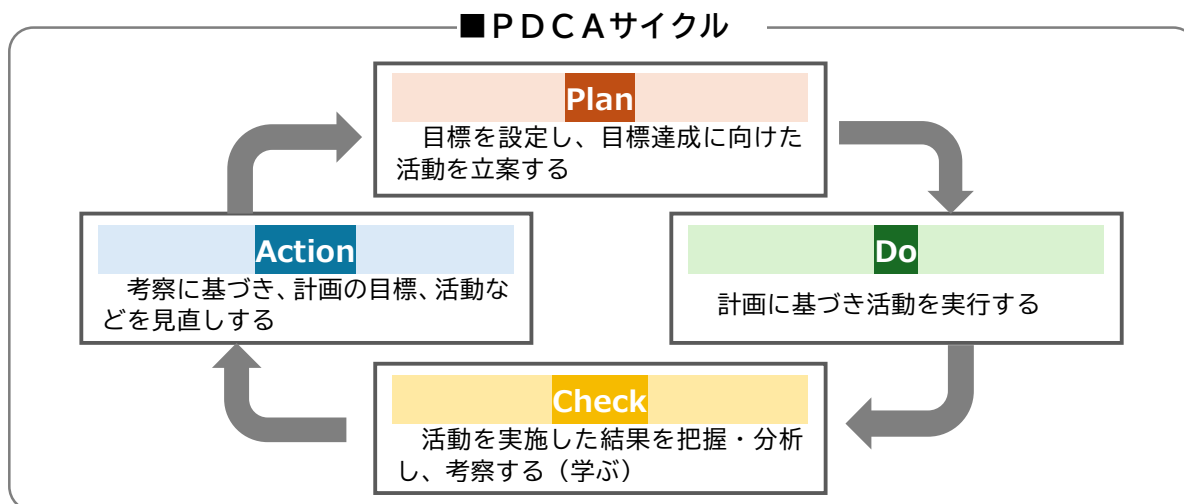
⑧一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）		量の見込み（人日）	1,637	1,546	1,591	1,387	1,455	
			確保方策（人日）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
			量の見込み（人日）	1,435	1,420	1,400	1,299	1,321	
	確保方策（人日）	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460		
		子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	60	60	60	60	60		
		子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	—	—	—	—	—		
⑨病児・病後児保育事業			量の見込み（人日）	—	—	—	—	—	
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			量の見込み（人日）	79	76	70	66	61	
			確保方策（人日）	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	85	85	85	85	85
				子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	6	6	6	6	6
				子育て援助活動支援事業（就学後）	必要に応じて対応することとする。				
⑪妊婦健康診査事業			量の見込み（人）	65	64	63	62	61	
			確保方策	実施体制：県内の登録医療機関で実施					
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業				必要に応じ助成を検討します。					
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業				必要に応じ実施を検討します。					
⑭子育て世帯訪問支援事業			量の見込み（人日）	33	32	31	30	29	
			確保方策（か所）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	
⑮児童育成支援拠点事業			量の見込み（人）	489	470	453	447	428	
			確保方策（か所）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
⑯親子関係形成支援事業				今後は、本事業の実施に向けた、調査や検討に取り組みます。					
⑰妊婦等包括相談支援事業				令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。					
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）				今後は、本事業の実施に向けた、調査や検討に取り組みます。					
⑲産後ケア事業				提供体制の整備を図るため、令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。					



5 計画の推進体制と進捗管理

点検・評価などの進捗管理

各種施策及び本計画の推進については、PDCAサイクルを意識し、計画の実効性を高めるため、年度ごとに庁内で実施状況を取りまとめ、町民の方などで構成される協議会等での評価審議を行い、その結果は広報等を通じて公表します。



指 標

計画全体の進捗を推し測るために、「こども大綱」や町の上位計画との整合性を考慮しつつ、下記のとおり指標を設定しました。

指標	基準値	目標値	出典
「幸せ」と感じているこども・若者の割合	小学2年生 83.1% 小学4・6年生 80.5% 中学生 80.5% 16～25歳 70.4% (令和6年度)	全対象で80%以上 ^{注1} (令和11年度)	こども・若者の意見聴取
「大人に意見を聞いてもらえている」と感じているこども・若者の割合	16～25歳 53.7% (令和6年度)	70% ^{注2} (令和11年度)	こども・若者の意見聴取
子育てに関して孤立感を感じることがない割合	63.4% ^{注3} (令和5年度)	現状値以上 (令和10年度)	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査
自分はヤングケアラーに当てはまらと思う人の割合	6人 ^{注4} (令和2年度)	現状値以下 (令和10年度)	埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査
子育ての環境や支援全般の満足度	23.4% ^{注5} (令和5年度)	現状値以上 (令和10年度)	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査

注1：国の「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合の目標値を参考に設定。15～39歳の回答結果。

注2：国の「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合の目標値を参考に設定。16～29歳の回答結果。

注3：「ほとんどない」と「決してない」の合計値。

注4：県内の高校2年生を対象に実施された、「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」(令和2年度)におけるヤングケアラーの存在割合(4.08%)を、令和2年4月1日現在の町の16歳人口に乗じて算出した推定値。

注5：満足度が高いことを表す「満足度4」と「満足度5」の合計値。



©嵐山町 2011

令和7年3月発行

発行 嵐山町／編集 嵐山町福祉課

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1

TEL 0493-62-2150 (代表)

町ホームページ <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>

こども
まんなか